臣にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

（認定の更新）

第八条　認定情報処理支援機関は、法第四十七条において読み替えて準用する法第三十三条第一項の認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、様式第一による更新申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　第二条第一項の規定は、前項に規定する認定の更新について準用する。この場合において、「第四十三条第一項」とあるのは「第四十七条において準用する法第三十三条第二項において準用する法第三十一条第一項」と読み替えるものとする。

（廃止の届出）

第九条　情報処理支援機関は、法第四十七条において読み替えて準用する法第三十四条の規定による届出をするときは、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

２　［略］

様式第１（第２条第２項関係及び第８条関係）

［略］

中小企業等経営強化法第43条第３項（同法第47条において読み替えて準用する同法第33条第１項）の規定に基づき、認定（更新）を受けたいので、下記について申請いたします。

［略］

２．情報処理支援業務に関する事項

一　［略］

二　［略］

(1)・(2)　［略］

（3）欠格条項の非該当

当社（私）は、中小企業等経営強化法第32条各号のいずれにも該当しない者であることを宣誓いたします。

［略］

臣にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

（認定の更新）

第八条　認定情報処理支援機関は、法第四十八条において読み替えて準用する法第三十四条第一項の認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、様式第一による更新申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　第二条第一項の規定は、前項に規定する認定の更新について準用する。この場合において、「第四十四条第一項」とあるのは「第四十八条において準用する法第三十四条第二項において準用する法第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

（廃止の届出）

第九条　情報処理支援機関は、法第四十八条において読み替えて準用する法第三十五条の規定による届出をするときは、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

２　［略］

様式第１（第２条第２項関係及び第８条関係）

［略］

中小企業等経営強化法第44条第３項（同法第48条において読み替えて準用する同法第34条第１項）の規定に基づき、認定（更新）を受けたいので、下記について申請いたします。

［略］

２．情報処理支援業務に関する事項

一　［略］

二　［略］

(1)・(2)　［略］

（3）欠格条項の非該当

当社（私）は、中小企業等経営強化法第33条第１号から第８号までのいずれにも該当しない者であることを宣誓いたします。

［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　経営革新計画の承認の申請については、この省令による改正後の規定にかかわらず、令和二年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

第三条　この省令の施行の際現に承認を受けている経営革新計画及び前条の規定によりなお従前の例により申請して承認を受けている経営革新計画の変更に係る承認の申請については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条　前二条の規定によりなお従前の例により申請された経営革新計画に係る承認については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○経済産業省令第七十六号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二条第四項の規定に基づき、及び同法を実施するため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二条第四項の経済産業省令で定める関係を定める省令を次のように定める。

令和二年九月十六日

経済産業大臣　梶山　弘志

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二条第四項の経済産業省令で定める関係を定める省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

２　この省令において「子会社」とは、中小企業者が発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数若しくは額の株式若しくは出資を所有する関係又は第一号若しくは第二号に該当し、かつ、役員の総数の二分の一以上を当該中小企業者の役員若しくは職員が占める関係を持っている他の事業者をいう。

一　当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を当該中小企業者が所有していること。

二　当該中小企業者の所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上、百分の四十未満であって、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額をも下回っていないこと。

（外国関係法人等に関する経済産業省令で定める関係）

第二条　法第二条第四項の経済産業省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

一　外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。以下この条において「外国法人等」という。）の発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この条において「株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を中小企業者が所有する関係